

平成 20 年 7 月 10 日

各 位

船 井 電 機 株 式 会 社

代表者名 執行役社長 林 朝則
(コード番号 6839 東証・大証第一部)
問合せ先 I R ・ 広報部 高 中 直 幸
(T E L. 072-870-4395)

タックスヘイブン対策税制適用に基づく更正処分 に対する審査請求の結果について

当社は、平成20年7月3日、大阪国税不服審判所からタックスヘイブン対策税制の更正処分に対する審査請求の裁決書を受領いたしましたのでお知らせします。

当社は平成17年6月、大阪国税局より当社の香港子会社がタックスヘイブン対策税制の適用除外要件を満たしていないとの判断から、平成14年3月期から平成16年3月の3年間について当社の香港子会社の利益を当社の所得の額とみなして合算課税(追徴税額、付帯税を含め19,184百万円)するとの更正通知を受領いたしました。

当社は、この更正処分を不服として平成17年8月、大阪国税局に対し異議申立を行い平成18年6月に異議申立を棄却する異議決定があったことから、同年7月に大阪国税不服審判所に対し審査請求を行っておりましたが、今般、同審判所より当社の主張を棄却する旨の裁決書を受領いたしました。(ご参考: 平成18年7月25日発表プレスリリース「タックスヘイブン対策税制適用に基づく更正処分に対する異議決定及び審査請求について」)

当社といたしましては、今回の裁決は誠に遺憾であり到底承服できるものではありません。また、当社は平成18年11月に大阪地方裁判所に対し更正処分の取消請求訴訟を提起しており、今後も正当性を主張していく所存であります。

なお、本件が当社の平成21年3月期業績に与える影響はありません。

以 上

(ご参考)

Press Release



平成 18 年 7 月 25 日

各 位

船井電機株式会社

代表者名 執行役社長 船井哲良
(コード番号 6839 東証・大証第一部)
問合せ先 I R ・ 広報部 高中直幸
(T E L. 072-870-4395)

タックスヘイブン対策税制適用に基づく更正処分 に対する異議決定及び審査請求について

船井電機株式会社は、平成17年8月24日、大阪国税局長によるタックスヘイブン対策税制の更正処分（平成17年6月28日付）について、事実誤認や法令の解釈・適用を誤った違法な処分であることを理由として、その取り消しを求める異議申し立てをしておりましたが、平成18年6月28日に当社の申し立てを棄却する異議決定書を受領いたしました。

本件更正処分は、もともと調査不十分で当該委託加工取引の実態を全く把握しないままなされたものであり、それゆえ更正処分の附記理由も事実誤認や法令の解釈・適用を誤ったものがありました。そこで、当社は今回の異議申し立ての審理過程においては、当該委託加工取引の実態の理解と法令適用に必要な追加資料を提出するとともに長時間にわたる詳細な口頭説明を行い、また、不服点につき項目ごとの質問を申し入れ、審理担当官も当該項目ごとに回答をする旨約束しておりました。

しかし、この度の異議棄却決定の理由は、一部の資料から原処分庁に都合の良い表面的な文言のみを取り上げて当社が説明した事実関係や不服点等を単に否定したに過ぎず、紋切り型に更正処分理由を繰り返すだけの納税者の立場を全く無視したおよそ聴く耳を持たぬ内容であり、結果として誤ったものであることが明白であります。このような更正処分と異議棄却決定の一連の対応は誠に遺憾であり、当社として到底承服できるものではありません。

従いまして、当社は、本日、大阪国税不服審判所に対し審査請求を行いましたので、お知らせいたします。

以上